

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二·一第 卷八十五第

高田博士還曆記念論文集

行發月二年九十和昭

利子課税と貯蓄體系

汐見 三郎

第一 貯蓄と利廻

昭和十二年に支那事變が始まつてからの我國の財政政策は、經費支辨の財源として公債を第一とし租税を第二としたのであつた。この方式は昭和十六年に大東亞戰爭が勃發した後にも續けられてゐる。假りに昭和十七年度の各國の財政につき公債及び租税が歳出に占むる割合を見るに、獨逸(公債五〇%租税三三%)英國(公債五四%租税四二%)米國(公債六四%租税三四%)となつてゐる。昭和十八年度の我國財政に於ても公債六〇%租税二四%の數字を示し、公債收入を第一とし租税收入を第二としてゐるが租税の部分が割合に少く公債の部分が割合に多くなつてゐる。この方針を昭和十九年度以後に持續すべきか否かは將來の問題に屬してゐるが、現實に於ては公債財源が重要な意味を有してゐるから特に公債の研究を必要とする。

最近の數字は明かにせられてゐないが、支那事變が發生してから昭和十七年五月末に至る間に新規に發行せられた公債の金額を發行方法別に調べると次の結果を得るのである。(單位百萬圓)

日本銀行引受	二一、六一八	國債シンドケート引受	一〇〇
郵便局賣出	二、四一三	計	三一、一五二
預金部引受	七、〇二〇		

利子課税と貯蓄體系

本表を見れば日本銀行引受と大藏省預金部引受とが發行公債總額の中で如何に大なる部分を占めてゐるかを知らることが出来る。

併し、これは新規公債が如何なる方法で發行せられたかを示すだけであつて、發行せられた公債が結局に於て何人の手に落ち着いてゐるかは別問題である。國債發行現在高を國債所有者別に示し、昭和十七年六月末の國債保有分布状況を調べると次の數字を得るのである。(單位百萬圓)

普通銀行	九、八九〇	政 府	一一、八八七
貯蓄銀行	四、〇五九	共 濟 組 合	二二三
特殊銀行	八、七九六	公 共 團 體	一〇六
信託會社	四五五	小 計	一二、二二七
保險會社	一、八一〇	其 他 公 衆	五、八六三
産業組合	一、二〇四	合 計	四四、三〇七
小 計	二六、二一六		

國債の大部分は大藏省預金部(政府)を始め各種金融機關の所有する所にかゝり、「其他公衆」の所有する所は全體の十三パーセントに止まる。要するに新規に發行せられた國債の大部分は日本銀行が一先づ之を引受け、日本銀行引受の國債を金融機關が買入れ茲に國債の消化が行はれるのである。金融機關の中で日本銀行等の特殊銀行が國債を所有する場合は別として、其他の金融機關が國債を所有するためには預貯金が金融機關の手に集中せられることを前提とする。これ國債消化政策のために政府が貯蓄を奨励する所以である。昭和十三年の八十億圓貯金、昭和十四年の百億圓貯金、昭和十五年の百二十億圓貯金、昭和十六年の百七十億圓貯金、昭和十七年の二百三十億圓貯金、昭和十八年の二百八十億圓貯金と、國家經費が増す毎に、國債發行高が増す毎に、貯蓄目標額を

大にしてゐる所以である。かくて貯蓄を通じて金融と財政とが結びついてゐる。

貯蓄の奨励に當り重要なのは預貯金利率の高さをどの邊にきめるかの問題である。勿論、貯蓄の奨励は國民の精神運動として起つたものであつて、採算を離れて貯蓄につとめてゐる例は到る所に見受けるのである。しかし貯蓄奨励運動が永續化し且つ益々強化せられる以上は、合理的の利率を定め採算上に於ても無理のないことが必要である。預貯金の利率は貸付資本利率の一種であつて利率が確定的性質を有し、かの利率が變動なき株式配當と性質を異にしてゐる。しかし資金を有する人は株式に投資するか貯蓄に向けるかにつき選擇の自由を有してゐる。又同じく確定利付の貸付資本にむけるとしても、國債地方債社債のいづれかを購入するか、或は預貯金にむけるかが問題である。更に預貯金にむけるにしても如何なる種類預貯金をの擇ぶべきかにつき選擇の自由が残されてゐる。かくて各種の金利の水準の調整が貯蓄の奨励に當り重要となつてくる。

本問題の解決に當り更に注意すべきは配當利子課税の問題である。税率の低い時は大した問題とならなかつたが、今日の如く税率が重くなつてくると、表面利廻と税引利廻との間に相當の開きが出来てくる。加ふるに税率そのものが配當金と貸付資本利率とにより異り、又貸付資本利率の中でも預貯金と其他のものにより異り、更に預貯金の種類によつて變つてくる。こゝに各種配當利子の表面利廻の水準調整より一步を進め、税引利廻を頭に置いた水準の調整が問題となるのである。現實問題を明かにするに先んじて配當利子の全部にわたり課税の變遷を研究せねばならぬが、問題の複雑化を避けるため先づ貸付資本利率のみの課税の變遷を明かにしたい。

第二 貸付資本利率の課税の變遷

一 預貯金の利子は貸付資本利子の一種である。貸付資本の發達は近代に屬し従つて貸付資本利子に對する課税が重要問題となつたのは最近のことである。貸付資本は、その獲得及びその處分の容易なることより普遍性と融通性に富み、其の移動は利廻勘定に強く支配せられるものである。表面利廻が一應定まつてゐても課税關係により實質利廻即ち税引利廻が變化すると忽ちにして貸付資本の移動が行はれることとなる。故に貸付資本利子に對する課税は單に財政收入を得ると云ふ點のみより取扱ふべきものでなく、金融市場に如何に微妙なる影響を與ふるかの方面よりも注目すべきである。

二 我國最初の所得税は明治二十年に定められたが、それは個人所得を一本として累進税率にて課税したものであつて貸付資本利子に對して特別の取扱をなさなかつたのである。

明治三十二年の新所得税は第一種「法人の所得」の次に、第二種「此法律施行地に於て支拂をなす公債社債の利子」を設けた。第二種所得に對しては千分の二十の比例税率を定め、第三種「前各種に屬せざる所得」の累進税率と異なる課税方法をとつたのである。

其後、所得税の改正が行はれたが第二種所得はもとのまゝであつた。漸く明治三十八年二月に第二種所得の中より「軍備補充の爲及び臨時事件費支辨の爲明治三十七年以降政府の發行する國債證券の利子及貯蓄債券法に依り發行する貯蓄債券の利子」を區別し此等の利子に限り所得税の課税を免除した。更に明治四十二年には、この免除規定を「國債の利子」全體に擴張したから、第二種所得として課税せらるゝものは「地方債の利子社債の利子」のみに限られることとなつたのである。

大正七年には第二種所得を二つに區分し地方債の利子には千分の二十、社債の利子には千分の三十の課税をし

た。

大正九年の新所得税は第二種所得の税率にも變更を加へ、(一)地方債の利子百分の四、(二)社債又は銀行定期預金の性質を有する銀行預金の利子百分の五と定めた。従來、銀行預金に對しては第三種所得として課税してゐた筈であつたが現實には課税が行はれてゐなかつたのを、新所得税法により第二種所得として課税することゝしたのである。貸付資本利子の中の銀行預金利子に對する特殊課税の問題が茲に始めて發生したのである。大正十二年には、従來銀行定期預金のみを第二種所得として課税したのを改めて、總ての銀行預金を第二種所得として課税し、更に従來第三種所得として課税したる貸付信託の利益を第二種所得として課税することゝした。

大正十五年に至り新たに資本利子税を設け廣く公債、社債、産業債券若くは銀行預金の利子又は貸付信託の利益に百分の二の課税をした。その結果として(一)國債の利子に對する課税は資本利子税の百分の二のみであり、(二)地方債の利子に對しては第二種所得として百分の四の所得税、資本利子税として百分の二、合計百分の六の課税となる。(三)社債銀行預金の利子貸付信託の利益に對しては第二種所得として百分の五の所得税、資本利子税として百分の二、都合百分の七の課税となる。

三 昭和十二年三月に至り臨時租税増徴法を設け、第二種所得に對する税率を高めると共に資本利子税の税率を百分の四に高め、更に「國債利子及貯蓄債券利子に對する所得税免除の法律」を廢止した。その結果として貸付資本利子に對する所得税と資本利子税との税率は次の如くになつた。即ち(一)國債の利子に對しては百分の六(二)地方債の利子に對しては百分の十、(三)社債銀行預金の利子貸付信託の利益に對しては百分の十一・五と定まつたのである。

昭和十二年八月の北支事件特別税法につづいて昭和十三年三月の支那事變特別税法が定められた。貸付資本利子に對し所得税と資本利子税との併課せられることは同様である。所得税と資本利子税とを合計すると税率は次の如くである。(一)國債利子は利率年四分以下のもの百分の六、利率年四分を越ゆるもの百分の六・五、(二)地方債の利子は利率年四分五厘以下のもの百分の十・五、利率年四分五厘を越ゆるもの百分の十一・五、(三)社債の利子は利率年四分五厘以下のもの百分の十二、利率年四分五厘を越ゆるもの百分の十三・五、(四)銀行預金の利子及貸付信託の利益は百分の十二と定められた。

昭和十五年の税制改正により資本利子税が廢止せられ、貸付資本利子には所得税のみが課せられることとなつた。その税率は昭和十七年に増加し更に昭和十九年に引上げられんとしてゐる。即ち分類所得税の配當利子所得の一部として、(一)國債の利子(昭和十五年の百分の四が昭和十七年には百分の九)、(二)地方債の利子(昭和十五年の百分の九が昭和十七年には百分の十四)、(三)社債の利子、銀行預金の利子、合同運用信託の利益(昭和十五年の百分の十が昭和十七年には百分の十五)、(四)銀行貯蓄預金、産業組合貯金等の利子(昭和十五年の百分の五が昭和十七年には百分の十)につき異なる税率を適用してゐる。更に綜合所得税として此等の貸付資本利子の六割を他の所得と合算して累進税率を課するか(所得税法第三十條に綜合所得税の總所得の算出を規定し「本法施行地に於て支拂を受くる公債、社債、銀行預金及第二十一條第三項に規定する預金の利子並に命令を以て定むる合同運用信託の利益は前年中の収入金額より其の十分の四を控除したる金額」と定めてゐる)又は源泉課税の比例税率を課するかの選擇を許してゐる。(所得税法第六六條に「個人の總所得中本法施行地に於て支拂を受くる公債、社債、銀行預金及第二十一條第三項に規定する預金の利子並に命令を以て定むる合同運用信託の利益に付ては當分の内納稅義務者の申請に依り他の所得と之を區分し利子又は利益の支拂の際其の利子金額又は利益金額

とを課税標準とし百分の二十五の税率に依り其の綜合所得税を賦課することを得」と定めてゐる。

明治三十二年の第二種所得が公債社債の利子に限られ一本の比例税率であつたのに比すると、昭和十三年以後の貸付資本利子は範圍に於て擴大し税率に於て複雑して來た。

第三 貸付資本利子の非課税と租税減免

一 各種の貸付資本利子に對し各種の税率が定められてゐるのは前述の通りである。即ち社債の利子、銀行預金の利子、合同運用信託の利益に對する税率が最も高く、地方債の利子に對する税率が之につき、銀行貯蓄預金、産業組合貯金等の利子に對する税率が更に之につき、國債の利子に對する税率が最も低い。各種の貸付資本の利子の水準は、この課税によつて一應は調整せられてゐる譯であるが、原則に對する例外として各種貸付資本利子に對し非課税と租税減免との規定が設けられ更に新たな利子の水準が生れてゐるのである。

二 貸付資本利子に對する所得税の非課税の規定は所得税法と國民貯蓄組合法とに定められてゐる。

所得税法第十一條と第二十九條とによれば、次の所得に分類所得税をも綜合所得税をも課しないこととしてゐる。その第一は「郵便貯金の利子」及「小切手を以て引出す當座預金であつて元本百圓に付日歩三厘を超えないもの、利子」である。その第二は元本五千圓を超えない銀行貯蓄預金、産業組合預金、工業組合商業組合貿易組合漁業協同組合及自動車運送事業組合に對する預金、工業組合聯合會、商業組合聯合會、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合聯合會及商工組合中央金庫に對する預金、恩給金庫及庶民金庫に對する預金の利子である。

國民貯蓄組合法第四條は次の二つの場合につき非課税を規定してゐる。第一は國民貯蓄組合の斡旋に依る銀行

預金、貯蓄銀行預金、産業組合貯金、勤務先預け金其の他の預金又は合同運用信託にして契約期間二年以上のもの、元本が七千圓を超えないときは其の利子又は利益については所得税を課しない。第二は國民貯蓄組合の斡旋に依り買入れ二年以上の期間除却又は交付、賣却をなさないことを約して保管を委託し又は登録を爲した國債、地方債、社債又は外國有價證券にして額面金額七千圓を超えないもの、利子については所得税を課しない。

三 次に貸付資本利子に對する所得税の減免の規定は、臨時租税措置法、納税施設法、臨時資金調整法に定められてゐる。

臨時租税措置法は貸付資本利子に對し各種の租税軽減規定を設けてゐるが、茲には第一條の九を掲げることとする。第一に銀行定期預金の利子又は合同運用信託の利益については預け入又は信託の期間に應じ利子又は利益金額に一定の割合（預け入又は信託の日より一年を經過し二年に滿たない間に支拂を受くるもの……百分の一、同二年を經過し三年に滿たない間に於て支拂を受くるもの……百分の二、同三年を經過し四年に滿たない間に於て支拂を受くるもの……百分の三、同四年を經過し五年に滿たない間に於て支拂を受くるもの……百分の四、同五年を經過したる後に於て支拂を受くるもの……百分の五）を乗じて算出したる金額に相當する分類所得税を軽減する。第二に「明治三十九年法律第三十四號又は社債等登録法に依り登録したる國債又は國債以外の公債若しくは社債の利子にして登録したる日より起算し三年以後に於て支拂を受くるもの」又は「郵便官署に保管を委託したる公債又は社債の利子にして保管を委託したる日より起算し三年以後に於て支拂を受くるもの」については利子金額の百分の五に相當する分類所得税を軽減することとした。

納税施設法第十六條により、納税準備預金の利子については、甲種の配當利子所得に對する分類所得税を免除

してゐる。但し納税準備預金を租税公課の納付以外の目的のため引出した金額の利子の分は課税を免除されないことゝなつてゐる。

臨時資金調整法第十條の三により銀行、信託會社、保險會社、市街地信用組合、市町村農業會、無盡會社等の貯蓄取扱機關に對し國債貯金の如き新種貯蓄の取扱を命じ更に第十條の八により此等新種預貯金の利子に關し租税の減免をなすを得ることゝしてゐる。

四 以上の如く貸付資本利子に對しては原則的に所得税法による差別課税が定められてゐる。更に或種の所得に對しては所得税法と國民貯蓄組合法とにより所得税を課せないことゝしてゐる。最後に特定の所得については臨時租税措置法、納税施設法、臨時資金調整法が或は所得税を免除し又は所得税を軽減してゐる。

かくの如く貸付資本利子に對する課税は頗る複雑してゐる。其の結果として表面利廻の少い預貯金の方が表面利廻の大なる預貯金よりも税引利廻に於て大なる場合が見受けられる。従つて貸付期間の長短に基く預貯金の種類の他に、税率の大小、非課税、課税の減免に基く預貯金の種類が重要となつてきてゐるのである。現に普通銀行の取扱つてゐる預貯金だけでも次の十數種に上り、それぞれ異なる利率を有しそれぞれ異なる税率が定められてゐる。

- 一、當座預金（日歩一厘）（分類所得税も綜合所得税も非課税）（所得税法第十一條第二十九條）
- 二、特別當座預金（日歩五厘）（分類所得税一五%、綜合所得税も課税）
- 三、通知預金（日歩六厘）（分類所得税一五%、綜合所得税も課税）
- 四、定期預金（年三分三厘）（分類所得税…一年未滿一五%、一年以上二年未滿一四%、二年以上三年未滿一三%

三年以上四年未満二二%、四年以上五年未満一一%、五年以上一〇%、総合所得税も課税（臨時租
 税措置法第一條の九）

五、別段預金（通知預金利率以下）（分類所得税一五%、総合所得税も課税）

六、普通貯金（日歩五厘）（兼営据置貯金と合算平均残高五千圓以下……分類所得税も総合所得税も非課税、兼営据
 置貯金と合算平均残高五千圓超過……分類所得税一〇%、総合所得税も課税）（所得税法第十一條第
 二十九條）

七、兼営据置貯金（年三分二厘）（普通貯金と合算平均残高五千圓以下……分類所得税も総合所得税も非課税、普通貯
 金と合算平均残高五千圓超過……分類所得税一〇%、総合所得税も課税）（所得税法第十一條第二十
 九條）

八、國民貯蓄組合預金（特別當座預金、普通貯金、兼営据置貯金については國民貯蓄組合斡旋にかゝらないものと同様
 である。）

(イ) 定期預金（年三分三厘）（元本七千圓以下期間一年以上……分類所得税も総合所得税も非課税）（元本七千
 圓以下期間一年未満……分類所得税一五%、元本七千圓以下期間一年以上二年未満……分類所得
 税一四%、総合所得税も課税）（元本七千圓超過期間一年未満……分類所得税一五%、元本七千圓
 超過期間一年以上二年未満……分類所得税一四%、元本七千圓超過期間一年以上三年未満……分
 類所得税一三%、元本七千圓超過期間三年以上四年未満……分類所得税一二%、元本七千圓超過
 期間四年以上五年未満……分類所得税一一%、元本七千圓超過期間五年以上……分類所得税一〇
 %、総合所得税も課税）（國民貯蓄組合法第四條、臨時租税措置法第一條の九）

(ロ) 据置貯金 (日歩九厘(元本七千圓以下期間二年以上……分類所得税も綜合所得税も非課税)(元本七千圓

超過……分類所得税一五%、期間二年未満……分類所得税一五%、綜合所得税も課税)(國民貯蓄
組合法第四條)

九、納税準備預金 (日歩七厘五毛)(所定の租税公課の納付にあてたるとき……分類所得税免稅、綜合所得税課税)(所

定の租税公課の納付以外の爲に拂戻のとき……分類所得税も綜合所得税も課税)(納税施設法第十六
條)

十、國債貯金 (日歩九厘二毛)(分類所得税も綜合所得税も免稅)

十一、特殊預金 (年三分八厘)(分類所得税一五%、綜合所得税も課税)

第四 配當利子の税引利廻

一 以上は貸付資本利子特に預貯金の利子を中心とする複雑なる課税關係を明かにしたのであるが、更に各種の配當利子の課税關係につき研究を進めねばならぬ。配當利子の全面にわたり表面利廻と税引利廻とを比較することにより、利廻水準の調整が行はれるのである。

普通銀行の扱ふ預貯金の中より特別當座預金と定期預金と普通貯金と据置貯金とを取り出し、貯蓄銀行の定期積金を掲げ、郵便貯金を加へ、信託會社の合同運用信託と投資信託、國債貯金、納税準備預金につき調査した。國債については三分五厘利付のものと同引國債とを分つた。此等の貸付資本の外に株式を掲げたのである。以上の配當利子につき先づ表面利廻を調べ、次に分類所得税のみを差引いた利廻を算定し、更に源泉選擇の税引利廻を掲げ、最後に五萬圓超過所得層の綜合課税の税引利廻として上積所得の最高税率を適用して計算したのである。

	表面利廻 (%)	分類所得税のみの利廻 (%)	源泉選擇の税引利廻 (%)	五萬圓超過所得に於ける綜合課税の税引利廻 (%)
一、特別當座預金(日歩五厘)	一・八五	一・五二	一・〇五	一・〇二
二、定期預金(一年未滿)	三・三〇	二・八五	一・九〇	一・九五
三、普通貯金(國民貯蓄組合)(七千圓以下)	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇
四、据置貯金(日歩五厘)(五千圓超過)	一・八五	一・六二	一・一六	一・八二
五、定期積金	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇
六、郵便貯金(普通貯金)	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇
七、合同運用信託(二年以上)	三・六〇	三・三二	二・三三	二・三五
八、國債(七千圓以下)	三・六〇	三・六〇	三・六〇	三・六〇
九、納稅準備預金(五千圓以下)	四・〇〇	三・七〇	—	一・九三
十、國債	三・三〇	三・三〇	三・三〇	三・三〇
十一、株式	三・五〇	三・五二	三・五二	三・五二
十二、株式	三・五〇	四・七五	—	二・四七

二 先づ表面利廻から見て利廻の大小の順序に配列すると次の結果を得るのである。

- (1) 株式 (2) 投資信託 (3) 國債 (4) (5) 合同運用信託、合同運用信託(國民貯蓄組合) (6) 割引國債
- (7) 國債貯金 (8) (9) 定期預金、定期預金(國民貯蓄組合) (10) 据置貯金 (11) 郵便貯金 (12) 納稅準備預金
- (13) 定期積金 (14) (15) 普通貯金、特別當座預金

次に分類所得税のみの税引利廻から見ても利廻の大小の順序に配列すると次の如くである。

- (1) 株式
- (2) 投資信託
- (3) 合同運用信託(國民貯蓄組合)
- (4) 割引國債
- (5) 國債貯金
- (6) 國債
- (7) 定期預金(國民貯蓄組合)
- (8) 据置貯金
- (9) 合同運用信託
- (10) 定期預金
- (11) 郵便貯金
- (12) 納税準備預金
- (13) 定期積金
- (14) 普通貯金
- (15) 特別當座預金

五萬圓超過所得に於ける税引利廻を見る。但し貸付資本利子については源泉選擇の方が有利であるから源泉選擇の税引利廻を採り、投資信託と株式については綜合課税の税引利廻を用ひた。利廻の大小順序に配列して次の結果を得た。

- (1) 合同運用信託(國民貯蓄組合)
- (2) 割引國債
- (3) 國債貯金
- (4) 定期預金(國民貯蓄組合)
- (5) 据置貯金
- (6) 郵便貯金
- (7) 納税準備預金
- (8) 株式
- (9) 國債
- (10) 定期積金
- (11) 合同運用信託
- (12) 定期預金
- (13) 投資信託
- (14) 普通貯金
- (15) 特別當座預金

株式は表面利廻でも分類所得税の税引利廻でも第一位であるが、五萬圓超過所得の税引利廻では第八位に落ちてゐる。

投資信託は表面利廻でも分類所得税の税引利廻でも第二位であるが、五萬圓超過所得の税引利廻では第十三位に落ちてゐる。

國債は表面利廻では第三位であるが、分類所得税の税引利廻で第六位に落ち、五萬圓超過所得の税引利廻で第九位に落ちてゐる。

合同運用信託は表面利廻で第四位又は第五位であるが、分類所得税の税引利廻で第九位に落ち、五萬圓超過所得

得で第十一位に落ちてゐる。

合同運用信託 國民貯蓄組合の表面利廻は第四位又は第五位であるが、分類所得税の税引利廻では第三位に上り五萬圓超過所得では第一位である。

割引國債の表面利廻は第六位であるが、分類所得税の税引利廻で第四位に上り、五萬圓超過所得では第二位に上つてゐる。

國債貯金の表面利廻は第七位であるが、分類所得税の税引利廻で第五位に上り、五萬圓超過所得では第三位に上る。

定期預金の表面利廻は第八位又は第九位であるが、分類所得税の税引利廻で第十位に落ち、五萬圓超過所得でも同様である。

定期預金(國民貯蓄組合)の表面利廻は第八位又は第九位であるが、分類所得税の税引利廻で第七位に上り、五萬圓超過所得で第四位に上つてゐる。

据置貯金の表面利廻は第十位であるが、分類所得税の税引利廻は第八位に上り、五萬圓超過所得は第五位に上る。

郵便貯金は表面利廻も分類所得税の税引利廻も第十一位であるが、五萬圓超過所得は第六位に上る。
納税準備預金の表面利廻も分類所得税の税引利廻も第十二位であり五萬圓超過所得は第七位に上る。

定期積金の表面利廻も分類所得税の税引利廻も第十三位であるが、五萬圓超過所得は第十位に上る。

普通貯金の表面利廻は第十四位又は第十五位であるが、分類所得税の税引利廻も五萬圓超過所得も第十四位で

ある。

特別當座預金の表面利廻は第十四位又は第十五位であるが、分類所得税の税引利廻も五萬圓超過所得も第十五位である。

表面利廻と五萬圓超過所得の税引利廻との順序が大體一致してゐるのは特別當座預金と普通貯金と定期預金と定期積金と合同運用信託(國民貯蓄組合)との五つである。順序の落ちたのは株式と投資信託と國債と合同運用信託の四つであり、順序の上つたのは割引國債と國債貯金と定期預金(國民貯蓄組合)と据置貯金と郵便貯金と納税準備預金との六つである。

かくの如く各種配當利子の税引利廻即ち實質的利廻は先づ表面利廻によつて影響せられ、次に差別課税によつて影響せられ、非課税規定と課税の減免規定に影響せられ、更に所得者の所得の大小と所得者が貸付資本利子の納税に際し源泉選擇をなすか否かにより影響せられるのである。特に最後の要素たる所得者の所得の大小と所得者が源泉選擇をなすか否かにより、其他の條件にては利廻よき配當利子が利廻が悪くなり、其の逆鞘の境界が或は五萬圓なりと云ひ或は八萬圓なりと云はれるのである。配當利子の大小があつて税額が定まるのが原則であるが、課税率の大小が逆に配當利子の利廻を決定することが少くない。

第五 貯蓄體系の整備

各人の經濟生活は頗る複雑し配當利子所得についても一概に結論を下すを得ないのである。總所得額が三千圓以下であつて綜合所得税を納める資格のない人が貸付資本利子の納税について源泉選擇の方法により税引利廻の

悪い方をわざわざ採つてゐる場合がある。これは必ずしも市町村民税に響くと云ふやうな根據に基いてゐるのでなく、所有財産について秘密を保ちたいとか納税の手敷を避けたいと云ふ動機が強く響くのである。更に貯蓄についても利殖の念を全く持たず貯蓄奨励政策に共鳴し精神運動として貯蓄にいそしんでゐる人もある。又株式所有につき精密なる計算を行ふのであつても株式の利廻が大であると云ふことよりも元本の變動に興味をつなぐ人もある。従つて貸付資本利子の課税を研究するに當つても單に表面利廻と税引利廻との關係に問題を局限することなく此等の總ての要素を頭に入れて解決をはからねばならぬ。それにしても貸付資本利子の税引利廻が國債消化政策に如何に重大なる要素をなすかについては言をまたない。

大東亞戰爭が勃發してより貯蓄奨励は、我國財政政策の重要な一環として採用せられ相當な成績をあげてゐる。貯蓄の種類と金額とが今日の如き發達を遂げたのは全く此の政策の賜物である。しかし社會制度は分化と綜合とが繰り返されることにより發達するものであつて、これは租税體系に於ても貯蓄體系に於ても同様に妥當するのである。要は分化と綜合とを適當に調整するにある。配當利子の種類特に貸付資本利子の種類は、政府の貯蓄奨励政策と租税政策とによつて、多數に上り複雑を示してゐる。しかも昭和十九年に行はれる分類所得税と綜合所得税との税率の引上げにより各種配當利子の水準に變動を生ぜんとしてゐる。恰も此の際に各種配當利子の水準の調整をはからねばならぬ。中心問題は飽くまで貸付資本利子であつて預貯金の税引利廻の水準の調整を考へる必要がある。預貯金の税引利廻については二方面を考へねばならぬ。一は租税の方面であり、二は貯蓄の方面である。貯蓄の發達が幼稚な間は別問題であるが今日の如き進歩を遂げた際に於ては租税に於て體系を立てゝゐる如く、貯蓄についても體系を確立せねばならぬ。

我國の貯蓄體系については本誌前號に小島昌太郎教授の「強制及び勸誘貯蓄の體系」と題する論文が發表せられてゐるが、戰時財政の進展に伴ひ此の方面の研究は一層の重要さを加へてゐる。貯蓄體系の確立は貯蓄事務の簡素化と云ふ現實の必要に迫られ預貯金種目の整備より出發せねばならぬ。預貯金種目の整備は昭和十九年の所得税法の改正により解決を急がれてゐる。普通銀行の取扱ふ預貯金の税引利廻は税法改正の前後により次の如く變化したのである。

	表面利廻 (%)		分類所得税の改正前 (%)		分類所得税の改正後 (%)		綜合所得税	
	税	率	税	率	税	率	改正前	改正後
一、當座預金	〇・三五	—	〇・三五	—	〇・六五	—	課せず	課せず
二、通知預金	二・二五	—	—	一・六一	〇	—	課せず	課せず
三、定期預金	三・〇〇	—	二・八〇	—	三・三五	—	課せず	課せず
四、兼督据置貯金	三・〇〇	—	二・八〇	—	三・四〇	—	課せず	課せず
五、國民貯蓄組合据置貯金	三・〇〇	—	二・八〇	—	三・四〇	—	課せず	課せず
六、特別當座預金	一・八五	—	一・五五	—	一・四五	—	課せず	課せず
七、兼營普通貯金	一・八五	—	一・八五	—	一・五五	—	課せず	課せず
八、國債貯金	三・三〇	—	三・三〇	—	三・三〇	—	課せず	課せず
九、納稅準備預金	二・七七	—	二・七七	—	二・七七	—	課せず	課せず
十、特殊預金	三・八〇	—	三・三〇	—	三・三〇	—	課せず	課せず
十一、別段預金	一定せず	—	—	—	—	—	課せず	課せず

利子課税と貯蓄體系

尙、貸付資本利子に對する分類所得税の税率を改正すると共に綜合所得税として貸付資本利子の七割を他の所得と合算して累進税率を課するか、又は源泉課税として三割の比例税率を課するか的選擇を許してゐる。又、株式の配當に對する分類所得税の課税については一割控除を廢すると共に税率を一割九分と定めてゐる。同時に資金の横流れを防ぐため郵便貯金の利子の引下げを行つたのである。

前掲の税引利廻表を参照した結果として、預貯金種目の整備に關する次の三項目の具體案が考へられる。第一は特別當座預金と普通貯金とを統合することである。普通貯金と特別當座預金との税引利廻が五千圓以下にて同じであり五千圓超過にて分類所得税の税率に五分の差あるのみなるが故である。第二は定期預金と兼營の据置貯金との統合である。定期預金の税率引下げにより利廻と期間とに於て兩者を併立せしめる意義を失つたからである。第三に國民貯蓄組合預金と國債貯金との兩者を見くらべて整備を行ふことである。國民貯蓄組合預金は貯蓄奨勵政策として大なる功績をあげたのであるが、其後に普通銀行の貯蓄銀行業務兼營が開始せられ、更に國債貯金が採用せられ國民貯蓄組合預金もこの變化したる事情に即應する必要がある。

かくして普通銀行の預貯金の種目が整備せられるのであるが、此種の提案は貯蓄事務の簡素化の目的より出た貯蓄の整備であり云はば消極的のものである。貯蓄體系の確立のためには浮動購買力の吸収に關し積極的の構想を立てる必要がある。

今日の我國の貯蓄を動かすものは税引利廻以外に多くの因子がある。本論は専ら税引利廻を中心としたる立論である。貯蓄と租税との限界の定め方、任意貯蓄と勸誘貯蓄と強制貯蓄の組み合はせ、此等は將來の問題としてその解決を殘されてゐる。政府支出の増加に基き新興所得層の浮動購買力は一層増加すべく、その吸収こそ貯蓄體系確立の中心問題となるのである。